

教委 6 - 1

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例第 14 条第 2 項		
担 当 課	中央図書館	処分権者	教育長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>図書館における行為の中止命令等は、条例第 14 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 14 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 14 条第 1 項第 3 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めるときに、必要な範囲内において行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 17 年 5 月 1 日</p>			